

○飯塚市中小企業ものづくり連携支援事業補助金交付要綱

平成27年4月1日

飯塚市告示第116号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市における新産業創出の取り組みを促進し地域産業の活性化を図るため、企業や個人が共同で利用できる多様な工作機械等を備えた試作品開発施設(以下「共同開発施設」という。)を飯塚市内に設置し、運営する者に対しその事業に必要な経費を補助することに関して、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当し、市長が認める者とする。

(1) 法人格を有すること。

(2) 共同開発施設の設置及び運営に関して適切で遂行可能な計画を有し、補助事業終了後も継続的な運営が見込めること。

(3) 国税・都道府県税・市町村税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員が役員となっている者

(4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(補助の対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、飯塚市内に共同開発施設を設置する、又は設置しようとする者が、当該共同開発施設に必要な機械装置又は工具器具等の設備を導入し、併せてこれらの設備を活用した人材育成を行う事業とする。

(補助の対象経費)

第4条 補助対象となる経費は、対象事業に要する経費のうち次に掲げるものとする。

(1) 機械装置費 共同開発施設に設置する機械装置及び工具器具(専用ソフトウェアを含む。)の購入費

(2) 人材育成事業費 共同開発施設における人材育成に係る報償費、旅費、需用費(印刷製本費、原材料費又は消耗品費に限る。)、役務費(通信運搬費、手数料又は保険料に限る。)、委託料、使用料及び賃借料(展示会等の会場借上料等

出展費用に限る。)

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、補助金の額の上限は、前条第1号の経費に係る補助金にあつては500万円とし、前条第2号の経費に係る補助金にあつては200万円とする。

2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助の対象期間)

第6条 補助の対象とする期間は、交付決定を行った日から当該年度に属する3月31日までとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 共同開発施設の概要が分かる書類
- (2) 経費の積算根拠となる書類の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(意見の聴取)

第8条 市長は、補助金の交付の可否の決定に当たっては、学識経験者の意見を聴くものとする。

(補助事業の変更)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、次に掲げる事由が生じるときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の経費区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の20パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、より効率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(補助事業の中止等)

第10条 補助事業者は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする

するときは、あらかじめ補助事業中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遅延等）

第11条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに補助事業遅延等報告書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を市長に提出しなければならない。

（経理書類の整備）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備し、かつ、これらの書類を補助事業に完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（補助金の交付条件）

第14条 飯塚市補助金等交付規則第7条により、補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間は、市長の求めに応じ当該補助事業に係る実施状況を報告しなければならない。

（補則）

第15条 この告示に定めるもののほか、関係様式その他必要な事項については、別に定める。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。